

令和8年度



宜野湾市内で 地域福祉を推進する団体等の 事業や活動へ助成金を交付します！



※この助成金は赤い羽根共同募金や社協の会費から配分しています。

【事業概要】

市内で活動する福祉団体及び地域団体に対し、地域福祉の推進を目的に、活動に要する費用を赤い羽根共同募金配分金及び社協会費から助成し積極的に取り組む団体への活動支援を図る。

【助成対象となる団体】

助成対象となる団体は、次に掲げる条件すべてを満たす団体。

- ①宜野湾市社会福祉協議会員で活動に理解がある団体。
- ②団体の所在地が市内にあり、地域福祉の向上を図ることを目的に1年以上活動を行っていること。
- ③法人格を有する団体（NPO 法人は除く）でないこと。
- ④宗教、政治、営利を主たる目的とする団体でないこと。

【助成金の種類】

①当事者団体への助成

当事者団体会員の福祉活動推進に必要な経費の一部を助成。

②地域福祉活動推進助成

高齢者、障がい者、児童、ひとり親世帯等を支援する活動に必要な経費の一部を助成。

【助成金対象事業】

助成対象となる事業は、当事者団体会員の福祉向上、高齢者、障がい者、児童等の福祉の向上を目的とした見守り活動、居場所づくり等で地域福祉活動に資する事業とし、助成を受けることにより活動効果が十分に発揮できる事業とする。

【助成額】

助成額は、予算額及び全体の申請件数、団体の活動内容、事業内容等の書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し決定する。

①当事者活動助成事業 1 団体2事業13万円を上限とする。

②地域福祉活動助成事業 1 団体1事業10万円を上限とする。

※助成額は、寄付金及び共同募金配分金の予算の範囲にて配分する。

【提出書類】

下記の書類を作成し、本会へ直接ご持参下さい。（様式は本会 HP からダウンロード下さい。）

①福祉団体等活動助成金交付申請書（様式第1号）

②事業計画書並びに予算書（別紙1）

③団体活動内容、前年度の収支報告書

募集期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）



社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

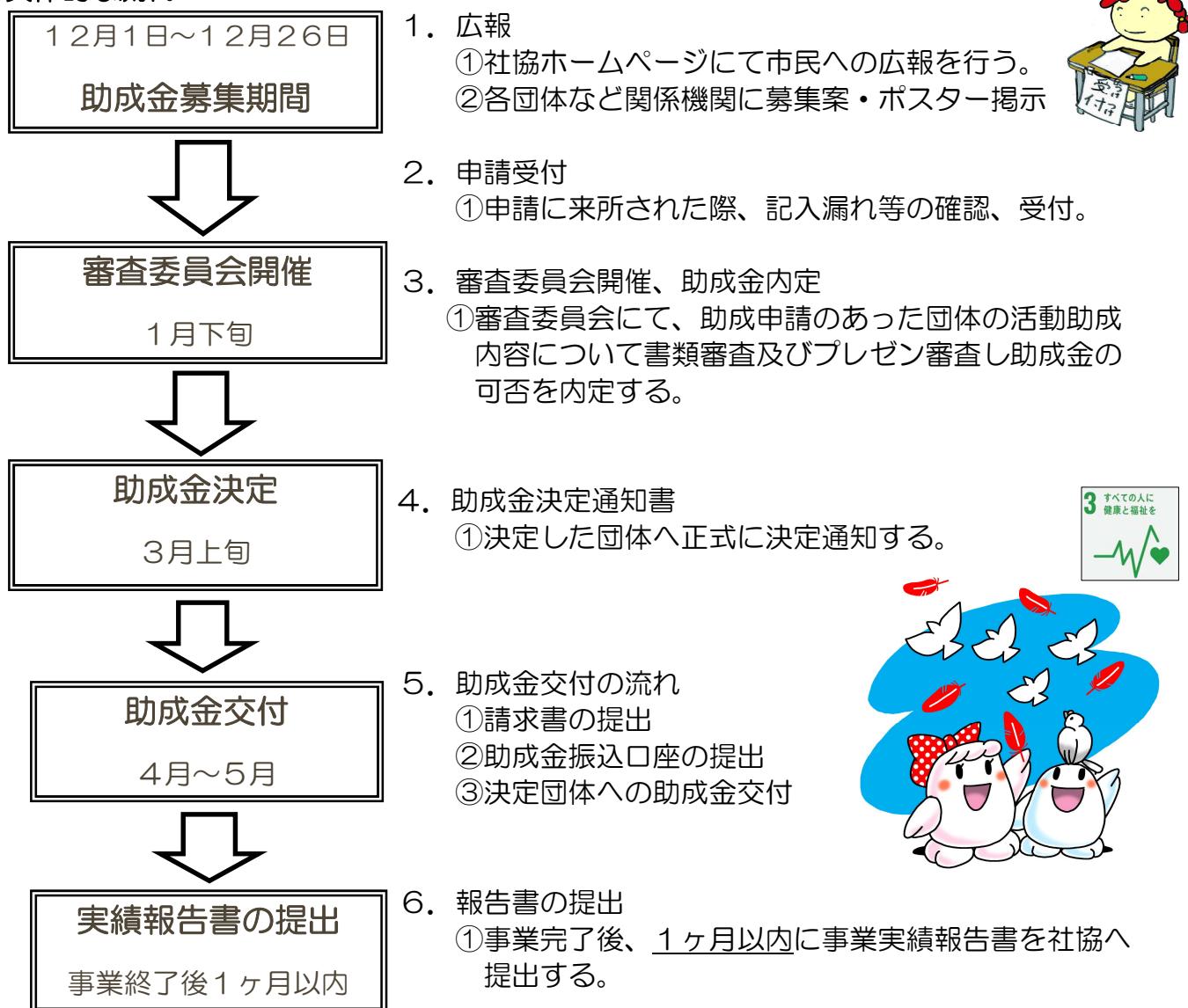
〒901-2205 宜野湾市赤道 2-7-1（市社会福祉センター内）

TEL 892-6525 / FAX 892-0843

☆スケジュール

日付	内容
令和7年12月 1日(月)～ 12月26日(金) 17:00まで	助成金募集期間 ※広報は各団体・社協HP等にて周知。
令和8年 1月(下旬)	助成事業審査委員会審査(書類審査・プレゼン)
3月(下旬)	助成金決定通知
4月～5月	各決定団体へ助成金交付式
事業完了	事業完了後1ヶ月以内に事業実績報告書提出

☆具体的な流れ



※この助成金は赤い羽根共同募金や社協の会費から配分しています。

